



新たなステージの幕開け



明けましておめでとうございます。

旧年中におきましては、市政への温かいご支援とご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大した昨年は、マスクの着用、3密の回避やソーシャルディスタンスの確保、さらには経済活動への深刻な影響など、私たちの生活はこれまでと一変しました。いまだ感染拡大は続いておりますが、これまでも人類はあらゆる危機を乗り越えてきました。コロナ禍やその後の社会変化にしっかり対応し、市民の皆様の健康と生活を守り、そして市内経済の活性化が図れるよう、引き続き切れ目のない支援を実施してまいります。

本市の20年後の理想の未来を「誰もが自分らしく、“充実した日々”を送ること」と定めた第6次基本構想と、その理想の未来を実現するための政策・施策をまとめた第1期基本計画が今年4月からスタートします。

この計画には、私の政策方針「ふじみビジョン30⁺ 2nd Step」^{セカンド ステップ}を融合させており、新組織体制のもと、新たなステージでもさらに大きくはばたけるよう計画に基づき事業を推進してまいります。

埼玉県の産業誘導地区に選定された富士見上南畑地区の造成工事がいよいよ始まります。今後の成長戦略の柱として活気と賑わいが生まれるようシティゾーンの企業誘致に取り組んでまいります。

そして、びん沼自然公園のリニューアル工事も本格化いたします。今日まで受け継がれてきた貴重な自然を生かし、市内外から多くの方々が無難に楽しめるよう整備を進めてまいります。

また、自然災害をはじめとするさまざまな危機的事案に迅速かつ適切に対応し、市民の皆様の生命と財産を守るため、危機管理課の新設など危機管理体制の強化を図るとともに、別所雨水ポンプ場の排水能力の強化など、水害対策工事に取り組みます。

さらにICT活用の推進として、GIGAスクール構想に基づき整備した1人1台のタブレット端末などを効果的に活用し、子どもたちの可能性を最大限に広げるための学校教育に取り組むほか、組織体制を強化し、ウェブの活用やデジタル化による市民サービスの向上に取り組んでまいります。

コロナ禍でさまざまな機会が奪われ、人とのつながりが希薄になっております。今年の夏に延期された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるセルビア共和国のホストタウン事業、そして令和4年度に迎える市制施行50周年を祝うさまざまな記念事業を人や地域とのつながり、絆を取り戻す絶好の機会と捉え、夢や希望を抱き、より強固な絆が築けるよう、市民の皆様とともに事業を展開してまいります。

これらの事業を着実に進め、さまざまな行政課題の解決や市民サービス向上のため、組織横断的な連携強化とコミュニケーションの活性化を図り、全庁一丸となって市政運営に取り組んでまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、新しい年が市民の皆様にとりまして、素晴らしい年となりますよう心からご祈念申し上げ、新年のあいさつとさせていただきます。

高槻市長 星野光弘



叙勲受章・表彰受賞おめでとうございます

～秋の叙勲・危険業務従事者叙勲・法務大臣表彰・厚生労働大臣表彰・シラコバト賞～

☎ 秘書広報課 ☎内206

令和2年秋の叙勲

瑞宝小綬章(防衛功労)



やまざき ふみお
山崎 丈夫さん
元陸上自衛隊第1特科団長

第35回 危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章(防衛功労)



ししど たかし
宍戸 隆さん
元3等陸佐

法務大臣表彰

保護司として更生や犯罪
予防に尽力されました。



はやし かつみ
林 克巳さん

厚生労働大臣表彰

民生委員・児童委員として
地域福祉の向上に尽力
されました。



せき ともえ
関 知枝さん

シラコバト賞



かとう しゅんじ
加藤 俊二さん
児童の見守り活動に尽力し、住みよいふるさとをつくる活動に貢献されました。



やまぐち しゅんじ
山口 靖雄さん
スポーツの楽しさを市民に広く伝えるなど、健やかな心身を育てる活動に貢献されました。



あらい さかゑ
荒井 さかゑさん
地域の食生活改善に尽力し、健やかな心身を育てる活動に貢献されました。



たばた いさこ
田端 イサ子さん
地域の食生活改善に尽力し、健やかな心身を育てる活動に貢献されました。



かみさだ こもみ
神定れい子ミュージックサロン
コミュニティの輪を広げるために尽力し、心のふれあいを深める活動に貢献されました。

申告期限は

3/15(月)

所得税の確定申告および市・県民税

☎ 税務課 市民税係 ☎049-252-7116

申告が必要な方

■ 所得税の確定申告が必要な方

◎ 給与収入がある、次のいずれかの方

- ・給与収入が2,000万円を超える方
- ・給与以外の所得が20万円を超える方
- ・2か所以上から給与を受け取り、年末調整していない給与の収入金額と給与以外の所得の合計額が20万円を超える方(市・県民税の申告のみでよい場合もあり)
- ・所得税を計算した結果、還付になる方

◎ 公的年金等の収入がある、次のいずれかの方

- ・公的年金等の収入が400万円以上の方
- ・公的年金等の収入が400万円以下で、他の所得が20万円以上ある方

◎ 給与・公的年金等のほかに収入があり、所得税が納付や還付になる方

市・県民税申告書の送付について

前年に市・県民税申告書を提出した方には、1月下旬に市役所から市・県民税申告書を送付します。申告が必要な方で届かない場合は、ご連絡いただくか、パソコンやスマートフォンから「市県民税申告書作成・税額試算システム」で申告書を作成し、郵送で提出してください。

申告書の郵送提出にご協力ください

申告会場は、例年の混雑に加えて感染症対策で人数や入場を制限するため、申告に時間がかかります。申告書はご自身で作成し、郵送提出にご協力ください。郵送提出は1月からできます。

市・県民税の申告

パソコンやスマートフォンで申告書を作成できる「市県民税申告書作成・税額試算システム」をご利用ください。



市県民税申告書作成・税額試算システム

郵送先：〒354-8511 (所在地は記載不要)

富士見市役所税務課市民税係

確定申告書

パソコンやスマートフォンから作成、申告ができます。申告には「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。



確定申告書等作成コーナー

郵送先：〒350-8666 川越市並木452-2

川越税務署



■ 市・県民税の申告が必要な方

※確定申告をする場合は、原則申告不要です。

◎ 給与収入がある、次のいずれかの方

- ・給与支払報告書が勤務先から市へ提出されていない方
- ・控除を変更、追加する方

◎ 公的年金等の収入がある、次のいずれかの方

- ・収入が400万円以下で、他に所得がある方
- ・控除を変更、追加する方

◎ 給与・公的年金等以外に収入がある、確定申告をしなくてもよい方

◎ 収入がなかった方で、次のいずれかの方

- ・児童手当など各種手当を受給している方
- ・国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方
- ・非課税証明書が必要である方
- ・国民年金保険料の免除を受ける方

【市・県民税の申告に必要なもの】

①市・県民税申告書

②申告する方の本人確認書類

- ・マイナンバー確認書類(マイナンバーカードまたは通知カード)
- ・身元確認書類(マイナンバーカードまたは運転免許証、パスポートなど)

③収入のわかる書類

- ・給与や公的年金等の収入がある方…源泉徴収票
- ・報酬などの収入がある方…支払調書
- ・営業等・農業・不動産の収入がある方…収支内訳書

④控除を受けるための書類

- ・国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などの控除証明書や領収書など(P14参照)
- ・生命保険料・地震保険料の控除証明書
- ・障害者手帳・高齢者福祉課発行の障害者控除対象者認定書(P14参照)、学生証
- ・医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書
- ・寄附金の領収書、受領証明書

の申告について

申告期間中のお願い

申告期間中、担当職員は申告会場で従事しているため、税務課での問合せには即答できないことがあります。

確定申告に関する問合せは、川越税務署(☎049-235-9411)へお願いします。

市の申告会場へ来場される方へのご理解とご協力のお願い

受付方法について

- ・1日の受付人数を最大150人に制限するため、早めに受付を終了する場合があります。
- ・会場内の密を避けるため、入場制限を実施します。そのため、入場が可能な時間に再度来場をお願いする場合があります。再度来場ができない場合でも、翌日以降の予約は受け付けませんので、日時をずらしての来場をお願いします。

来場について

- ・体調のすぐれない方、発熱のある方など、感染防止の観点から適切でないと判断した時には入場をお断りします。
- ・入場の人数制限を実施するため、なるべく1人でご来場ください。
- ・万一感染者が発生した場合の感染経路調査に使用するため、来場記録の記入をしていただきます。

【申告会場で申告する場合の注意事項】

- ▶ 収支内訳書・医療費控除の明細書を会場内で作成することはできません。事前に作成し、ご来場ください。
- ▶ 感染症対策のため、筆記用具・電卓もご持参ください。
- ▶ 所得税の確定申告をする際は、下記の書類もお持ちください。
 - ・利用者識別番号がわかる書類(お持ちの方)…確定申告のお知らせのはがき、ID・パスワード方式の届出完了通知、利用者識別番号等の通知など
 - ・予定納税額がわかる書類(予定納税をした方)

市・県民税申告相談日程表

とき	受付時間	場所	入場制限	備考
2/16(火)~23(祝)	8:30~15:00	市役所2階会議室	30人	※土・日曜を除く
2/24(水)	9:00~15:00	水谷東公民館	20人	※市役所・鶴瀬西交流センター・みずほ台コミュニティセンターの初日は、非常に混雑します。分散来場にご協力ください。
2/25(木)・26(金)		鶴瀬西交流センター	30人	
3/1(月)		ピアザ☆ふじみ	30人	
3/2(火)	8:30~15:00	水谷公民館	20人	※市役所以外の会場は、車での来場はご遠慮ください。
3/3(水)・4(木)		みずほ台コミュニティセンター	30人	
3/5(金)~15(月)	8:30~15:00	市役所2階会議室	30人	

市の申告会場で受付できない所得税の確定申告(川越税務署で申告してください)

青色申告/雑損控除/住宅借入金等特別控除/特定増改築・住宅特定改修・住宅耐震改修・認定住宅の控除申告/土地・建物・株式の譲渡、退職、先物取引等の分離課税申告/災害関連の控除申告(雑損控除)/特定支出控除の申告/更正の請求、修正申告、過年分の申告/給与や年金の源泉徴収票がない方や報酬などの支払調書がない方

医療費控除

医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要です。
 ※明細書は、下記項目の記載があれば、任意の様式でも構いません。
 ※医療を受けた方・病院・薬局ごとにまとめて作成してください。
 ※セルフメディケーション税制を選択する方は、一定の取組みを明らかにする書類(健康診断や予防接種などの領収書や結果通知表)も必要です。

【医療費控除の明細書必要項目】

- ・医療を受けた方の氏名
- ・病院・薬局などの支払先名称
- ・医療費区分(診療・治療、介護保険サービス、医薬品購入、その他医療費)
- ・支払った医療費の額
- ・保険などで補てんされる金額

チケットの払戻しを受けなかった方へ

新型コロナウイルス感染症に関する国の自粛要請を受け、令和2年2月1日~12月31日に中止などとなった文化・芸術・スポーツイベントについて、チケットの払戻しを受けない(放棄する)場合にその金額分を寄附とみなして、所得税の確定申告または市・県民税の申告をすることにより一定の額の寄附金税額控除を受けることができます。

必要書類/主催者発行の指定行事証明書および払戻請求権放棄証明書



国民健康保険加入者・後期高齢者医療制度被保険者の方へ 所得税、市・県民税の申告をしてください

☎ 保険年金課 国税係 ☎③16 老人医療係 ☎③11

国民健康保険加入者

世帯主および被保険者の方のうち、16歳以上(令和3年4月1日時点)の方は、所得の有無にかかわらず申告期間内に所得税や市・県民税の申告をしてください。世帯の合計所得が一定額以下の場合、国民健康保険税の一部が軽減されます。
※所得税や市・県民税の扶養親族になっている方は、申告する必要はありませんが、国民健康保険税申告書の提出が必要な場合があります。提出が必要な世帯には、6月上旬に申告書を郵送します。

後期高齢者医療制度被保険者

世帯主および被保険者の方は、申告期間内に所得税や市・県民税の申告をしてください。
収入が無い場合でも、申告をしないと保険料の軽減が受けられません。
また、医療費(自己負担額)については、同一世帯内に申告をしていない方がいると正しい区分判定ができませんので、世帯全員の申告をしてください。

※令和2年中に納めた保険税(料)は確定申告(市・県民税申告)の際、社会保険料控除の対象となります。
※口座振替で納付された方には、1月末までに「納付済額のお知らせ」を郵送します。



介護保険に関する令和2年分の税の所得控除

☎ 高齢者福祉課 ☎③93

要介護認定者の障害者控除

対象の方には認定書を発行します。高齢者福祉課に申請し、申告書に添付してください。身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、手帳の写しの添付で控除が受けられます。

対象／令和2年12月末現在で65歳以上の次のいずれかの方

- 要介護2または3の方…普通障害者控除
- 要介護4または5の方…特別障害者控除

介護保険料の社会保険料控除

令和2年1～12月に納めた介護保険料は、社会保険料控除の対象です。申告の際に提示してください。

①年金天引きで納めた方の対象額

…令和2年分の年金の源泉徴収票の社会保険料額
※国民健康保険や後期高齢者医療保険の保険税(料)額が合算されている場合があります。
※本人以外が申告することはできません。

②納付通知書で納めた方の対象額

…令和2年中に納めた合計額

③年金天引きと納付通知書の両方で納めた方の対象額

…上記①②の合計額

口座振替で介護保険料を納めた方には、1月中旬に「納付済額のお知らせ」を送付する予定です。そのほかの方法で納めた方で、必要な方はご連絡ください。

寝たきり状態などの方のおむつ代の医療費控除

下記のいずれかの書類を申告書に添付してください。
申告時は、高額介護サービス費や利用者負担補助金など自己負担額に補てんされた額を差し引いてください。

- ①かかりつけ医師が発行するおむつ使用証明書
- ②高齢者福祉課発行の証明書

※②の発行は、次のすべてに該当することが必要です。

- 要介護認定を受けていること
- おむつ代の控除の申請が2年目以降であること
- 介護保険法に基づく主治医意見書により、おむつの使用の必要性が認められること

介護サービス自己負担額の医療費控除

令和2年1～12月に支払った介護サービスの自己負担額は、下表のとおり医療費控除の対象となりますので、確認し申告してください。

	医療費控除の対象となる介護サービス	対象となる額
施設	特別養護老人ホーム	施設サービス費と食費・居住費に係る自己負担額の合計の1/2の額
	老人保健施設など	施設サービス費と食費・居住費に係る自己負担額の合計額
居住	医療系介護サービス(訪問看護・訪問リハなど)	サービスの対価として支払った自己負担額

※福祉系介護サービス(通所介護、訪問介護(一部を除く)など)は、上記医療系介護サービスと併せて利用した場合のみ控除対象

医療費控除を受けるには、別途、医療費控除の明細書を申告時に提出する必要があります。



確定申告は、必要な書類がそろい次第、お早めに申告を 川越税務署からの確定申告のお知らせ

☎ 川越税務署 ☎049-235-9411(自動音声案内)

感染症の感染拡大防止対策として申告会場の混雑を緩和するため、申告相談を受けるには入場整理券が必要です。

なお、混雑状況により日時をずらしての来場をお願いする場合があります。

所得税および復興特別所得税の確定申告

開設期間	2月1日(月)から3月15日(月)まで ※土・日・祝を除く。2月21日(日)・28日(日)は開場します。 ※提出は午後5時まで
場所	川越税務署(川越市並木452-2)
申告相談	相談開始/ 午前9時から(受付:午前8時30分~午後4時)
備考	贈与税・個人事業者の消費税の申告も受け付けます。

税理士会による無料還付申告相談(要予約)

とき/2月6日(土)

(受付:午前10時~午後3時30分)

場所/川越市南公民館

(川越市新宿町1-17-17 ウェスタ川越1階)

対象/

- ・給与所得者または年金受給者で収入が600万円以下の方
- ・給与所得者で医療費控除を受ける方
- ・年の途中で就職・退職し、年末調整の済んでいない方

☎ 関東信越税理士会川越支部

☎049-246-6188



高齢者などの新型コロナウイルス感染症検査

☎ 健康増進センター ☎049-252-3771

高齢者などが新型コロナウイルス感染症の検査を希望した場合は、3,000円で検査を受けられます。

対象/市内在住で発熱やせきなどの症状がない方で、65歳以上または65歳未満で基礎疾患のある方

※基礎疾患:慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心疾患で治療中の方、BMI30以上の肥満の方

受診期限/3月31日(水)(1人1回まで)

申込み/3月17日(水)までに、下記の方法でお申し込みください。

【申込方法】

- ①健康増進センターに電話してください(住所、氏名などを伺います)。申請書を送付します。
- ②申請書に記入し、健康増進センターに郵送またはFAXで提出してください。
郵送先:〒354-0021 富士見市鶴馬3351-2
健康増進センター
FAX:049-255-3321
※65歳未満の方は基礎疾患が確認できる書類の写しを添付してください(医療機関発行の診断書、医療機関・薬局が発行する請求明細内訳書など)。
- ③市から「富士見市一定の高齢者等への新型コロナウイルス感染症検査受診票」を郵送します。
- ④検査機関に③の受診票を持参してください。



妊娠中の方へ 分娩前ウイルス検査

☎ 子ども未来応援センター ☎049-252-3773

新型コロナウイルス感染症への不安から検査を希望する妊婦の方を対象に、無料で分娩前ウイルス検査を実施しています。

検査については、かかりつけの産科医療機関にご相談ください。

対象/次のすべてに該当する方

- ・県内在住または出産のために里帰りしている方
- ・分娩予定日がおおむね2週間以内の方
- ・発熱などの感染を疑う症状がない方

回数/1人1回

※県外の医療機関で検査を受け、検査費用を全額自己負担した場合、検査にかかった費用の助成を行っています。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

☎ 県健康長寿課

☎048-830-3561





市役所に公衆無線 LAN を設置

☎ 情報システム課 ☎539

無線LAN (Wi-Fi) 機能を利用できるスマートフォンやタブレットなどから、無料でインターネットに接続できます。接続回数や利用時間に上限はありません。

接続に必要なパスワードは、市役所1階に掲示しています。

利用可能場所 / 市役所1階待合スペースなど

利用可能時間 / 市役所開庁時間内

【利用上の注意】

- インターネット上の有料サービスを利用した場合、利用料はご自身で負担してください。
- 通信機器などの貸出しは行っていません。
- セキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの対策は、ご自身で行ってください。
- 市は、公衆無線 LAN 利用における損害などに対する責任は一切負いません。
- メンテナンスなどにより、不定期に利用できない場合があります。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。



富士見市議会議員 一般選挙



☎ 選挙管理委員会 ☎221

任期満了 (3月31日(水)) による市議会議員一般選挙の日程が次のとおり決定しました。

告示日 (立候補の届出) / 3月21日(日)

投票日 / 3月28日(日)

開票日 / 3月28日(日)

立候補予定者説明会

とき / 2月1日(月)午後2時~

場所 / キラリ☆ふじみ



町会長・副町会長の改選(任期満了)

☎ 協働推進課 ☎258

町会長・副町会長の任期が3月31日(水)で満了し、改選となります。

町会長・副町会長制度の概要

町会長・副町会長は各町会に1人ずつ、町会内の住民から推薦された方を市長が委嘱します。任期は2年です。

町会長・副町会長の主な役割

- 町会内住民からの市への要望などの取りまとめや連絡
- 市から市民への連絡や情報の伝達
- 町会内の円滑な運営のための連絡調整
- 市や公的機関の回覧文書などの取りまとめや配布
- 日本赤十字社社員増強運動(社資募集)や共同募金、社会福祉協議会会員会費、交通災害共済の取りまとめなど
- 民生委員・児童委員、統計調査員、選挙事務協力員、母子保健推進員などの委員の推薦
- 防犯・防災訓練および研修、交通安全キャンペーンの参加など

推薦の方法

町会長・副町会長の推薦にあたっては、町会内の会議や、立候補者を募るなど、住民の総意が反映される方法により候補者を推薦していただきます。

各委員の任期満了に伴う改選

3月31日(水)には、次の各委員も任期が満了し、改選となります。各町会に各種委員の推薦を依頼していますので、ご協力をお願いします。

- 統計調査員(☎ 総務課 ☎225)
- 選挙事務協力員(☎ 選挙管理委員会 ☎221)
- 環境施策推進市民会議推進員(☎ 環境課 ☎299)
- 母子保健推進員
(☎ 健康増進センター ☎049-252-3771)
- 交通安全母の会会員(☎ 交通・管理課 ☎433)



パブリックコメント (市民意見提出手続)



富士見市一般廃棄物処理基本計画第3次計画(案)

☎ 環境課 ☎246

本市のさらなるごみの減量化、資源化および循環型社会の構築に向けた計画です。この計画(案)について、ご意見を募集します。

意見の提出先/郵送・持参 〒354-8511 (所在地は記載不要) 富士見市役所環境課
FAX 049-253-2700

富士見市男女共同参画プラン(第4次)(案)

☎ 人権・市民相談課 ☎271

誰もが性別にかかわらず人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すためのプラン(案)です。このプラン(案)について、ご意見を募集します。

意見の提出先/郵送・持参 〒354-8511 (所在地は記載不要) 富士見市役所人権・市民相談課
FAX 049-254-2000

第3次富士見市地域福祉計画(案)

☎ 福祉課 ☎300

本市の地域福祉の理念と具体的な施策の方向性を明示し、高齢者や障がい者、子ども・子育てなどの分野別計画をつなぐ計画です。この計画(案)について、ご意見を募集します。

意見の提出先/郵送・持参 〒354-8511 (所在地は記載不要) 富士見市役所福祉課
FAX 049-255-1395

いきいき健康&歯っぴーライフ☆ふじみ(案)

☎ 健康増進センター ☎049-252-3771

健康づくり・食育・歯科口腔の健康の関連性を示し、総合的に健康づくりを進めるために健康増進計画・食育推進計画、歯科口腔保健推進計画を一体化した計画です。この計画(案)について、ご意見を募集します。

意見の提出先/郵送・持参 〒354-0021 富士見市鶴馬3351-2 健康増進センター 健康づくり支援係
FAX 049-255-3321

【共通事項】

募集期間/1月4日(月)~2月3日(水)

意見の提出方法/パブリックコメント記入用紙に記入し、FAX、郵送または直接提出してください。市ホームページからも提出できます。

計画・プラン(案)の閲覧と記入用紙の配布/市政情報コーナー(市役所本庁舎1階)、各担当課、各公民館・交流センター・コミュニティセンター、ピアザ☆ふじみ、中央図書館、図書館鶴瀬西分館、市ホームページ

※鶴瀬公民館は、工事のため休館中(3月中旬まで)ですが、事務室で閲覧と配布を行います。

【注意点】

- ご意見提出の際は、住所・氏名などの記載が必要です。住所・氏名などは公表しませんが匿名でのご意見は受け付けません。
- いただいたご意見に個別の回答は行いません。検討を終えたときは、ご意見の内容とそれに対する市の検討結果と考え方を公表します。
- いただいたご意見は、意見概要として要約することがあります。
- 計画・プラン(案)に直接関係しないものや賛否のみのものは、公表結果から除くことがあります。

小・中・特別支援学校 入学説明会

☎ 学校教育課 ☎626

来年度に入学する児童・生徒の保護者を対象に説明会を行います。小学校の就学通知書は1月中旬に世帯主に郵送します。また、中学校の就学通知書は小学校を通じて配布します。

次の方は学校教育課へご連絡ください。

- 1月末までに就学通知書が届かない方
- 入学までに転居、転出する方
- 国・私立小学校などに入学する方
- やむを得ない理由により就学させることができない方
- 就学通知書の内容に誤りがある方



学校名	実施日	電話
鶴瀬小	2月4日(木)	049-251-0144
水谷小	2月2日(火)	049-251-1130
南畑小	1月29日(金)	049-251-1139
関沢小	2月2日(火)	049-252-2886
勝瀬小	1月29日(金)	049-262-1065
水谷東小	2月2日(火)	049-252-3850
諏訪小	1月29日(金)	049-253-1451
みずほ台小	1月29日(金)	049-253-2981
針ヶ谷小	1月27日(水)	049-254-4482
ふじみ野小	2月3日(水)	049-267-2312
つるせ台小	2月3日(水)	049-251-2112
ふじみ野市立大井小	2月2日(火)	049-261-0242
富士見台中	2月10日(水)	049-251-0473
本郷中	2月10日(水)	049-252-2889
東中	2月10日(水)	049-253-1555
西中	2月10日(水)	049-252-4145
勝瀬中	2月10日(水)	049-266-2503
水谷中	2月10日(水)	049-254-5335
ふじみ野市立大井中	2月5日(金)	049-261-0005
富士見特別支援学校	2月24日(水)	049-253-2820

※持ち物や時間などは、通知書同封書類をご確認ください。



ひとり親世帯臨時特別給付金【国の支援策】の申請をお忘れなく

☎ 子育て支援課 ☎204

令和2年7月から申請を受け付けている国の支援策「ひとり親世帯臨時特別給付金」の申請期限が近づいています。まだ申請をしていない方は、期限までに申請をしてください。

申請期限／2月26日(金)

対象／

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当受給者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少した方
- ② 公的年金などを受けていることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③ 上記に該当しないひとり親世帯の方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方

申請方法／申請書に記入し、必要書類を添えて、子育て支援課に直接提出してください。

※申請書などは市ホームページからダウンロードできません。

対象になるかわからない方は、「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター(☎0120-400-903(平日午前9時～午後6時))に連絡してください。



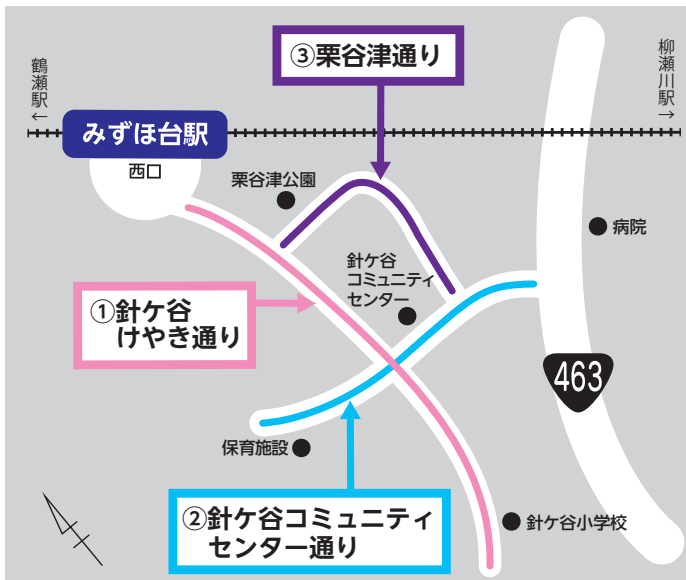
i 地域コミュニティロードネームを設定しました

☎ 協働推進課 ☎258

市では、地域への愛着を高め、地域コミュニティの醸成を図るため、地域コミュニティロードネームを設定しています。

みずほ台駅西口地域まちづくり協議会から、針ヶ谷地域の道路へのロードネーム(愛称名)が提案され、3つの道路に地域コミュニティロードネームを設定しました。

地域コミュニティロードネーム	延長
①針ヶ谷けやき通り	1,074m
②針ヶ谷コミュニティセンター通り	584m
③栗谷津通り	503m



i 都市計画の案の縦覧

☎ まちづくり推進課 ☎447

富士見都市計画の変更にあたり、都市計画の案の縦覧を行います。案は、下記縦覧場所のほか、県ホームページでもご覧になれます。



都市計画の案の縦覧

縦覧内容	「富士見都市計画区域区分」、「富士見都市計画道路」の変更案(埼玉県決定)
縦覧期間	1月5日(火)~19日(火)午前8時30分~午後5時15分(土・日・祝を除く)
縦覧場所	富士見市まちづくり推進課、ふじみ野市都市計画課、三芳町都市計画課、県都市計画課、県川越県土整備事務所

案に対する意見書の提出

対象	富士見市、ふじみ野市、三芳町の住民または利害関係人
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧場所にある意見書に記入し、郵送または直接 埼玉県電子申請・届出サービス
提出期限	1月19日(火)午後5時15分(必着)
提出先	富士見市まちづくり推進課 〒354-8511 富士見市鶴馬1800番地の1 ふじみ野市都市計画課 〒356-8501 ふじみ野市福岡一丁目1番1号 三芳町都市計画課 〒354-8555 三芳町藤久保1100番地1 県都市計画課 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 県川越県土整備事務所 〒350-1126 川越市旭町二丁目13番6号

上下水道に異常があるときに ～1・2月の緊急修繕当番店～

☎水道課 ☎525 下水道課 ☎427

緊急性のある突発的な漏水や下水道管のつまりなどが発生したときは、市が指定する下記の当番店または管工事業協同組合事務所に修理を依頼してください(修理代自己負担)。簡易的な修理は、**新設時の工事店**に依頼してください。

※工事店の都合により、当番店が変更することがあります。マンション・アパートなどは管理者へ連絡してください。

1月			2月		
日	曜日	工事店名 電話番号	日	曜日	工事店名 電話番号
1	祝	杉山設備工業 090-8106-5003	1	月	(有)武井設備 049-258-3525
2	土	岩田工業所 048-472-1026	2	火	(有)武井設備 049-258-3525
3	日	(有)富田設備工業所 049-251-1046	3	水	(有)斉藤水道工業所 049-251-1363
4	月	(有)三枝鉄工所 049-254-2036	4	木	(有)三枝鉄工所 049-254-2036
5	火	(有)三枝鉄工所 049-254-2036	5	金	(有)篠田設備 049-252-0858
6	水	(有)富田設備工業所 049-251-1046	6	土	(有)篠田設備 049-252-0858
7	木	(有)吉見水道 049-251-8387	7	日	(株)三栄工業 049-251-0719
8	金	(有)岡部ポンプ店 049-251-5418	8	月	(株)三栄工業 049-251-0719
9	土	(有)岡部ポンプ店 049-251-5418	9	火	岩田工業所 048-472-1026
10	日	(有)吉見水道 049-251-8387	10	水	岩田工業所 048-472-1026
11	祝	(有)松崎工業所 049-251-3961	11	祝	杉山設備工業 090-8106-5003
12	火	(有)武井設備 049-258-3525	12	金	杉山設備工業 090-8106-5003
13	水	(有)武井設備 049-258-3525	13	土	(有)神保水道 049-253-3515
14	木	(有)松崎工業所 049-251-3961	14	日	(有)神保水道 049-253-3515
15	金	(有)松崎工業所 049-251-3961	15	月	(有)神保水道 049-253-3515
16	土	(有)松崎工業所 049-251-3961	16	火	協和工業(株) 049-252-2188
17	日	(有)松崎工業所 049-251-3961	17	水	協和工業(株) 049-252-2188
18	月	(有)松崎工業所 049-251-3961	18	木	(有)富田設備工業所 049-251-1046
19	火	(有)松崎工業所 049-251-3961	19	金	(有)富田設備工業所 049-251-1046
20	水	(有)松崎工業所 049-251-3961	20	土	(有)三枝鉄工所 049-254-2036
21	木	(有)松崎工業所 049-251-3961	21	日	(有)三枝鉄工所 049-254-2036
22	金	(有)松崎工業所 049-251-3961	22	月	(有)松崎工業所 049-251-3961
23	土	(有)松崎工業所 049-251-3961	23	祝	(有)松崎工業所 049-251-3961
24	日	(有)松崎工業所 049-251-3961	24	水	(有)武井設備 049-258-3525
25	月	(有)松崎工業所 049-251-3961	25	木	(有)武井設備 049-258-3525
26	火	(有)松崎工業所 049-251-3961	26	金	(有)篠田設備 049-252-0858
27	水	(有)松崎工業所 049-251-3961	27	土	(有)篠田設備 049-252-0858
28	木	(有)松崎工業所 049-251-3961	28	日	(株)三栄工業 049-251-0719
29	金	(有)松崎工業所 049-251-3961			
30	土	(有)松崎工業所 049-251-3961			
31	日	(有)松崎工業所 049-251-3961			

- ▶管工事業協同組合事務所 ☎049-255-5611 (月～金曜午前9時～午後4時)
- ▶緊急修繕当番店 (午前5時～午後8時)



環境センターへのごみの自己搬入が 1週間前から予約可能に

☎環境課 ☎246

環境センターへの自己搬入の申込みは、当週月曜からその週分の予約でしたが、1月4日(月)以降は自己搬入日の1週間前から予約できます。

例：1月14日(木)に搬入→1月7日(木)から予約可



1月14日(木)に
ごみの自己搬入
をしたいな…



1月7日(木)に
なった！
自己搬入の予約
をしよう。



1月14日(木)に
なった！
環境センターに
持っていこう。



消費生活相談

☎消費生活センター ☎049-252-7181
【相談日】月～金曜10:00～12:00、13:00～15:30

サブスクリプションサービスの 契約・解約トラブルに気を付けましょう

月額料金などの定額を支払い、契約期間中に商品やサービスが利用できるものをサブスクリプションサービスといいます。オンラインでの手続きが多く、「完了メールが届かずもう一度登録したらIDが2つになっていた」「解約したいが事業者と連絡が取れない」などのトラブルの相談が寄せられています。

【消費者へのアドバイス】

- 申し込む前に解約条件や手続き方法、契約内容、事業者の連絡先を確認しましょう。
- 契約内容の確認や解約にはユーザー情報が必要な場合があります。ユーザー情報の入力には慎重に行い、忘れないようにしっかりと管理しましょう。
- 契約数以上の引き落としがないか、こまめに引き落とし額を確認しましょう。